

医師、歯科医師課税に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月十八日

参議院議長 松平恒雄殿

小川友三

昭和廿一年六月廿一日

医師、歯科医師課税に關する質問主意書

医師にも一般所得稅法にて政府は課稅するという強行方針の由であるが、全國十万人の医師、歯科医師は一人五万円の所得稅金と見て合計五十億円の支拂いになるが、この支出に當り医師は病人より收入を挙げる立場となるが、医師には二分の一ぐらいか三分の一ぐらいの軽減の処見あるべきであるが処見を問う。

右質問に対し速に御答弁を求む。